失踪宣告

平成２８年（家）第１４号

本籍秋田県山本郡八峰町八森字山内42番地４、最後の住所秋田県山本郡八峰町八森字横間140番地
不在者　松岡　俊實
昭和５年４月23日生
平成28年12月17日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所能代支部裁判所書記官

平成２８年（家）第６２号

本籍茨城県かすみがうら市稲吉５丁目2113番地５、最後の住所茨城県新治郡千代田町大字下稲吉1788番地
不在者　渡邉　良一
昭和38年３月29日生
平成28年12月15日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所土浦支部裁判所書記官

平成２８年（家）第７７号

本籍茨城県かすみがうら市宍倉4279番地３、最後の住所茨城県かすみがうら市宍倉4279番地３
不在者　圓城寺信行
昭和35年２月１日生
平成28年12月16日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所土浦支部裁判所書記官

平成２７年（家）第１６７６号

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野766番地２、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野748番地２
不在者　松本　和夫
昭和８年６月８日生
平成28年12月20日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第４２８８号

本籍兵庫県神戸市兵庫区上沢通２丁目２番地15、最後の住所大阪府西成郡鷺洲町以下不詳
不在者　馬淵角之助
大正９年９月17日生
平成28年12月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第４号

三重県桑名郡木曽岬町大字白鷺字白鷺川598番地の190
申立人　株式会社オカグレート
代表者代表取締役　岡島　伸幸
権利を争う旨の申述の終期　平成28年12月19日
平成28年12月20日　山形簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＡ150459
金額　569,584円
支払期日　平成27年８月10日
支払地　山形県寒河江市
支払場所　山形信用金庫寒河江支店
振出日　平成27年４月30日
振出地　山形県寒河江市
振出人　サガエコンテック株式会社　代表取締役　武田　忠男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３８２号

大分市大字奥田12番地の２キャッスルトータス１Ｆ
債務者　有限会社九栄
代表者取締役　安部　大観
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午前11時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４９６号

静岡県浜松市北区初生町340番地の６
債務者　株式会社セイブテック
代表者代表取締役　大塚　光紀
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江間　吉洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６８号

秋田県横手市大雄字木戸口63番地４
債務者　株式会社ＳＰＲＩＴＳ
代表者代表取締役　佐々木　裕
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２６４８号

神奈川県高座郡寒川町岡田８丁目19番１号
債務者　有限会社ボナール洋菓子店
代表者取締役　井上　富夫
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９３号

岡山市北区大元１丁目７番７号大益ハイツ501号
債務者　有限会社ワイ・エム・シー
代表者代表取締役　吉川　仁和
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前11時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２２２号

徳島県阿南市出来町48番地２、旧住所徳島県徳島市南田宮２丁目７番39号
債務者　吉田　武夫
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　晋介
4　破産債権の届出期間　平成29年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０５号

千葉市美浜区磯辺４丁目17番４棟204号
債務者　秋葉　秀征
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成29年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５９号

山梨県甲府市徳行５丁目12番18号ラフィーネ甲府105、前住所山梨県南アルプス市荊沢252番地２
債務者　北村　政子（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　勲
4　破産債権の届出期間　平成29年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９７号

茨城県那珂市後台1487番地21
債務者　久野　桃子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　破産債権の届出期間　平成29年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
水戸地方裁判所